

事業番号												0407		
平成２８年度行政事業レビューシート（厚生労働省）														
事業名		雇用均等指導員（均衡推進担当）等事業（短時間労働者均衡待遇啓発事業）				担当部局庁		雇用均等・児童家庭局			作成責任者			
事業開始年度		平成１９年度		事業終了 （予定）年度	終了予定なし	担当課室		短時間・在宅労働課			短時間・在宅労働課長 河野 恭子			
会計区分		労働保険特別会計労災勘定、労働保険特別会計雇用勘定												
根拠法令 （具体的な 条項も記載）		労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 雇用保険法第62条第1項第5号				関係する計画、 通知等		「日本再興戦略」改訂2016（平成28年6月2日閣議決定） 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定） 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定） 「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定） 「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定） 「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）						
主要政策・施策		高齢社会対策、少子化社会対策、男女共同参画、地方創生				主要経費		社会保障						
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備することを目的とする。												
事業概要 （5行程度以内。別添可）		事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。												
実施方法		直接実施												
予算額・ 執行額 （単位：百万円）				25年度		26年度		27年度		28年度		29年度要求		
		予算 の 状 況	当初予算		293		305		306		311		377	
			補正予算		－		－		－		－			
			前年度から繰越し		－		－		－		－		－	
			翌年度へ繰越し		－		－		－		－			
			予備費等		－		－		－		－			
		計		293		305		306		311		377		
		執行額		256		287		277						
執行率（％）		87%		94%		91%								
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		定量的な成果目標			成果指標			単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 28 年度	
		パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合90%以上			パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合		成果実績	％	98.6	98.7	98.9	－	－	
							目標値	％	90	90	90	－	90	
							達成度	％	109.6	109.6	109.8	－	－	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標					単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
		雇用均等指導員（均衡推進担当）が支援した事業所数（H25,26,27）、雇用均等指導員が支援した事業所数（H28）				活動実績	所	7,820	7,710	7,678	－			
						当初見込み	所	6,518	6,518	7,000	7,000			
単位当たり コスト		算出根拠					単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
		執行額(X) ／雇用均等指導員（均衡推進担当）が支援した事業所数(Y)（※28年度は雇用均等指導員が支援した事業所数）				単位当たり コスト	円	32,680	37,225	36,075	－			
						計算式	X/Y	255,561,244 ／7,820	287,213,346 ／7,710	276,984,476 ／7,678	－			
平成28・29年度予算内訳 （単位：百万円）	歳出予算目			28年度当初予算		29年度要求		主な増減理由						
	諸謝金			211		267		雇用均等指導員の処遇改善による増						
	職員旅費			3		3								
	委員等旅費			17		17								
	庁費			80		90								
計			311		377									

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	安全・安心な職場づくりを推進すること 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること												
		施策	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること												
		測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標		目標年度				
									－	年度	28	年度			
			パートタイム労働法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の是正割合	実績値	%	98.6	98.7	98.9	－		－				
			目標値	%	90	90	90	－		90					
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係													
	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり、人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)を都道府県労働局に配置する。パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備に寄与する。														
	アクション・プログラム	改革項目	分野:	－											
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度				
					－	年度			－	年度	－	年度			
			成果実績	－	－	－	－	－	－	－	－				
			目標値	－	－	－	－	－	－	－	－				
(第二階層) KPI		KPI (第二階層)		単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標		目標最終年度					
					－	年度			－	年度	－	年度			
			成果実績	－	－	－	－	－	－	－	－				
			目標値	－	－	－	－	－	－	－	－				
		達成度	%	－	－	－	－	－	－	－	－				
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係															
－															

事業所管部局による点検・改善												
国費投入の必要性	項 目				評 価	評価に関する説明						
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員のアドバイス等により事業主の取組を促進する必要があることから、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	本事業はパートタイム労働法を踏まえたパートタイム労働者の雇用管理改善に対する事業主の自主的な取組を支援するものであり、国(労働局)が実施すべき事業である。						
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	パートタイム労働法の実効性を確保する観点から、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員のアドバイス等により事業主の取組を促進することが必要であり、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るという政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。						
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				○	少額随意契約を除き、一般競争入札で調達している。						
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				無							
	競争性のない随意契約となったものはないか。				無							
	受益者との負担関係は妥当であるか。				○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図るため、雇用均等指導員のアドバイス等により労働保険適用事業主を支援するものであり妥当である。						
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。				○	雇用均等指導員が支援した1事業所当たりの額は、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて把握している指導員の活動状況を踏まえて、指導員のアドバイス等により事業主を支援するために適切な金額を算定している。						
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。				-	-						

	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図る事業主を支援するための雇用均等指導員のアドバイス等に係る経費で構成されており、必要最低限のものとなっている。			
	不用率が大い場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-			
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	目標値を上回っており見合ったものとなっている。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を図る事業主の取組を、専門的な知識や経験を有する雇用均等指導員の個別のアドバイス等により支援するものであり、成果目標を上回っているため、実効性は高い。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みに見合った活動実績となっている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	パートタイム労働法に関するパンフレットは、都道府県労働局において必要とする事業主等に適切に配付され、活用されている。			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		○	本事業は、事業主等に対し、パートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供等を行う雇用均等指導員に係る経費である。なお、雇用均等コンサルタント事業（短時間労働者均衡待遇啓発事業）は平成27年度限りで廃止である。			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名				
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	406	雇用均等コンサルタント事業（短時間労働者均衡待遇啓発事業）				
	-	-	-				
点検・改善結果	点検結果	事業主等に対するパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての助言を適切に行っており、成果実績も毎年度の目標を上回っていることから、パートタイム労働法の実効性の確保の観点から効果的に事業を実施できているといえる。					
	改善の方向性	今後とも、パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇を確保するため、引き続き、高水準な成果目標及び活動指標を設定する。また、雇用均等指導員の活動状況については、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて進捗状況を把握する。パンフレットの印刷は一般競争入札で行うことを原則とし、効率的な実施方法については、検討を行い、必要な見直しを図る。					
外部有識者の所見							
引き続き適正執行に努めること。（長崎 武彦）							
行政事業レビュー推進チームの所見							
通現 り状	自己点検も妥当であるため、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現 状 通 り	引き続き適正執行に努めてまいりたい。						
備考							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	956	平成23年度	826	平成24年度	725		
平成25年度	403	平成26年度	406	平成27年度	412		
資金の流れ （資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する） （単位：百万円）	※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。						
	厚生労働省 277百万円 ↓ 【示達】 A.都道府県労働局(47局) 269百万円 事業主からの相談への対応、事業所訪問による短時間労働者の均衡待遇、正社員転換の促進のための助言、情報提供等の実施 ↓ 【一般競争入札等】 B.民間会社(2社) 5百万円 パンフレット等の印刷、発送						

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.広島労働局			B.株式会社アイネット		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	諸謝金	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動謝金	9	印刷製本費	パンフレット等の印刷	3
	庁費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動経費	3			
	旅費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動旅費	0.2			
	計		12.2	計		3

支出先上位10者リスト

A.								
	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	広島労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	12	-	-	--	
2	大阪労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	12	-	-	--	
3	神奈川労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	11	-	-	--	
4	愛知労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	10	-	-	--	
5	東京労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	10	-	-	--	
6	千葉労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	9	-	-	--	

7	兵庫労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	9	-	-	-	-
8	埼玉労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	9	-	-	-	-
9	北海道労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	8	-	-	-	-
10	福岡労働局	-	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置する。	8	-	-	-	-

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社アイネット	5010001067883	パンフレット等の印刷	3	一般競争入札	12	53%	-
2	株式会社内山回漕店	7010001011328	パンフレット等の委託発送	0.8	随意契約 (少額)	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-	-	-	-	-